保護者 様

学校における段階的な制限緩和について

習志野市立袖ケ浦西小学校校 長 徳武 義裕

日頃より、本校の教育活動に御理解・御協力いただきありがとうございます。

新型コロナウイルスの感染症対策が長期化する中で、マスクの常時着用による円滑なコミュニケーションの阻害など、児童生徒に与える影響が懸念されております。また、運動時や他者と身体的な距離が確保されているといった「マスクを着用する必要がない場面」において、マスクを外すことができない状況も見られております。これまで通り個々の状況に応じた感染症対策を保障した上で、将来に渡る健やかな成長のために、適切な感染症対策を指導してまいります。

そこで、「学校における段階的な制限緩和」について、下記のとおり見直しを図りました。各御家庭においても、この趣旨を踏まえ、御協力いただきますようお願いします。

記

Ⅰ 場面に応じてマスクの着用を必要としないことを推奨します

児童生徒・教職員等は、原則マスクを着用して生活をするが、次のような場合・場面では、マスクの着用を必要としません。

- ①屋内であっても、身体的な距離が確保できて、会話をほとんど行わない場合
- ②屋外で身体的な距離が確保できる場合
- ③屋外で身体的な距離が確保できない場合でも、会話をほとんど行わない場合
- ④体育の授業及び運動部活動
- ⑤登下校中(近距離での会話を控えた上で)
- ◆これまでどおり個別の事情には適切に対応いたします。その上で、全体の判断目安として、 「着用を必要としない」場面では、教職員が具体的に指示をします。

2 給食における対面での黙食

給食時は、マスクを外すことが自然な場面であることから、感染状況や発達段階に応じて、座 席配置を工夫した上で、対面での給食を検討、実施していく方向です。